

独立行政法人の役員の退職金に係る業績勘案率の算定ルールについて

平成 27 年 5 月 25 日

総務大臣決定

「独立行政法人、特殊法人及び認可法人の役員の退職金について」（平成 27 年 3 月 24 日閣議決定。以下「閣議決定」という。）に基づき、独立行政法人の役員の退職金に係る業績勘案率の統一的な算定ルールを、以下のとおり決定する。

1. 基本的考え方

- (1) 役員の退職金に係る業績勘案率は、法人の業務実績評価に応じ、0.0 から 2.0 の範囲内において、主務大臣が決定する。
- (2) 業績勘案率は、当該役員の退職した日の属する事業年度に係る業務の実績に関する評価（以下「年度評価」という。）の確定後に決定する。
- (3) 法人の長及び法人の長に準ずる職務を担う役員（以下「法人の長等」という。）の業績勘案率は、中期目標期間（中長期目標期間を含む。以下同じ。）（注1）の評定を用いて算定する。ただし、中期目標期間の途中における退任等、中期目標期間の評定を用いることが適当でない場合は、在職期間の全期間に対応する年度評価の評定を用いて算定する。
- (4) 理事の業績勘案率は、在職期間の全期間に対応する年度評価における①当該理事の職務に係る担当業務、②業務運営の効率化に関する事項、③財務内容の改善に関する事項及び④その他主務省令で定める業務運営に関する事項についての評定を用いて算定する。
- (5) 上記（3）及び（4）の「在職期間の全期間」のうち、在職期間が1年未満となる年度については、当該年度の評定を用い、当該年度の在職月数に応じ調整し算定する。この場合において、当該役員の就任前又は退任後に発生した事象が当該年度の評定に大きな影響を与えており、当該年度の評定を用いることが明らかに不合理である場合は、業績勘案率の算定のため評定を調整することができる。この場合、調整した評価項目、調整状況及び調整理由を明らかにしなければならない。
- (6) 在職期間のうち、年度途中で担当業務の変更等があった年度については、上記（5）を準用する。
- (7) 監事の業績勘案率は1.0を基本とする。ただし、次号に該当する場合は、その程度に応じて業績勘案率を加算することができるほか、法人及び役職員の不適切な業務執行や不祥事等に対し、適切な事後処置等を履行しなか

った場合など監事の任務懈怠の場合は、その程度に応じて業績勘案率を減算する。

- (8) 役員が法人に対する特段の貢献が認められる場合は、その程度に応じて業績勘案率を加算することができる。
- (9) 業績の著しい悪化や、法人の解散等の結果を招いた場合などは、役員が退職金の支給の可否そのものについて判断する。支給を可とする場合においても、その程度に応じて業績勘案率を減算する。
- (10) ①組織的な法令・内部規程違反、②組織体質に起因する法人全体の内部統制の欠如、③役職員の業務の不適切処理、④役職員の不祥事などにより、法人の信用失墜等が生じた場合は、その程度に応じて業績勘案率を減算する。

(注1) 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第35条の6第2項に定める期間を含む。

2. 算定の方法

- (1) 「独立行政法人の評価に関する指針」（平成26年9月2日総務大臣決定。以下「評価の指針」という。）に基づき、主務大臣が行う評価においては「B」評定が標準となることを踏まえ、役員が退職金に係る業績勘案率は、以下により算定する。

<在職期間が1年未満となる年度がない場合>

【法人の長等】

中期目標期間の全ての個別評価項目の評定を評定換算表により点数化し、合計した数値を全評価項目数で除して求めた数値を業績勘案率とする（端数が出る場合は、小数点以下第二位を四捨五入し、小数点以下第一位までとした数値とする。）。

また、中期目標期間の途中における退任等により中期目標期間の評定を用いることが適当でない場合は、在職期間の全期間に対応する各年度の個別評価項目の評定を評定換算表により点数化し、合計した数値を全評価項目数で除して求めた数値を業績勘案率とする（端数が出る場合は、小数点以下第二位を四捨五入し、小数点以下第一位までとした数値とする。）。

【理事】

在職期間の全期間に対応する各年度の個別評価項目のうち、上記1.(4)に示された事項の評定を評定換算表により点数化し、合計した数値を対応する全評価項目数で除して求めた数値を業績勘案率とする（端数が出る場合は、小数点以下第二位を四捨五入し、小数点以下第一位までとした数値とする。）。

＜在職期間が1年未満となる年度がある場合等＞

法人の長等及び理事については、①各年度の個別評価項目の評定を評定換算表により点数化し合計した数値を、対応する評価項目数で除して求めた数値に、各年度の在職月数（1か月未満の期間は切り捨て）を12で除した数値を乗じて得た数値を求め、②在職期間の全期間の月数（1か月未満の期間は切り捨て）を12で除した数値で、①で求めた当該年度ごとに得た数値の合計を除した数値を業績勘案率とする（端数が出る場合は、小数点以下第二位を四捨五入し、小数点以下第一位までとした数値とする。）。

また、理事について、年度途中で上記1.（4）①の担当業務の変更等があった場合は、当該年度について担当業務の変更前後の在職月数に応じて計算することとし、在職期間が1年未満となる年度についての計算方法を準用して算定した数値を業績勘案率とする（端数が出る場合は、小数点以下第二位を四捨五入し、小数点以下第一位までとした数値とする。）。

【評定換算表】

個別評価項目の評定	評定に対応する点数
S	2.0
A	1.5
B	1.0
C	0.5
D	0.0

【監事】

上記1.（7）のとおり、監事の業績勘案率は1.0を基本とし、法人に対する特段の貢献又は任務懈怠の場合は、その程度に応じて加算又は減算した数値を業績勘案率とする。

（2）（1）にかかわらず、平成25年度以前の年度に係る業績勘案率については、別紙により算定する。

（3）在職期間が平成25年度以前及び26年度以降の双方の期間にまたがる場合、（1）及び（2）によりそれぞれ算定した業績勘案率を、各期間に対応する年数で加重平均して算定する（端数が出る場合は、小数点以下第二位を四捨五入し、小数点以下第一位までとした数値とする。）。

ただし、法人の長等については、(1)により算定を行った中期目標期間を除く期間について別紙により算定を行い、それぞれにより算定した業績勘案率を、各期間に対応する中期目標期間の年数で加重平均して算定する(端数が出る場合は、小数点第二位を四捨五入し、小数点以下第一位までとした数値する。)

3. 通知手続その他

- (1) 閣議決定1(2)に基づき主務大臣が独立行政法人評価制度委員会に通知するに当たっては、本決定において、「その程度に応じて」、「当該事情を考慮」など、主務大臣において判断を行った事項について、当該業績勘案率の決定に至った理由等を明記し、算定根拠を明らかにした上で通知するものとする。
- (2) 独立行政法人評価制度委員会は、主務大臣から通知を受けた上記(1)の業績勘案率について、①本決定に沿った算定がなされていない、②算定の根拠となる年度評価の評定が著しく適正を欠いている、③考慮すべき事実が反映されていない、又は④考慮すべき事実の反映の程度が不十分である場合に意見を述べるものとする。
- (3) 役員の退職時期によっては退職手当の額が確定するまでに長期を要する場合があることから、法人の役員退職手当規程等において、暫定業績勘案率を1.0等とした規定を設け、退職金の概算払いをすることができる。この場合、本決定に基づき業績勘案率を確定した後、速やかに精算を行う。
- (4) (1)の通知の様式その他本決定の実施に必要な細目は、総務省行政管理局から通知する。

(別紙)

平成 25 年度以前の事業年度の業務実績に係る業績勘案率は、各府省独立行政法人評価委員会が定めた「業績勘案率の考え方」等に基づき算定されていることから、年度評価の各評価項目を点数化して計算する手法によるのではなく、「役員退職金に係る業績勘案率に関する方針」(平成 16 年 7 月 23 日 政策評価・独立行政法人評価委員会独立行政法人評価分科会決定)及び「今後の業績勘案率の取組について」(平成 21 年 3 月 30 日 政策評価・独立行政法人評価委員会独立行政法人評価分科会)に示された考え方を踏まえ、以下により算定する。

なお、本文 1. のうち、(3) 及び (4) は適用しない。

- (1) 業績勘案率は、役員の在職期間の全期間に対応する年度評価の評定結果にかかわらず、1.0 とする。
- (2) 在職期間中にわたり法人の業績が極めて好調な場合は(注1)、その程度に応じて業績勘案率を加算することができる。
- (3) 在職期間の全期間に対応する年度評価において、①法人の主要業務(注2)についてC評定がある場合、又は、②D評定の評価項目がある場合は、その程度に応じて業績勘案率を減算する。
- (4) 役員個人の業績に特段の加算要因(注3)がある場合は、その程度に応じて業績勘案率を加算することができる。
- (5) 役員個人の職務と責任に関し、減算要因(注4)がある場合は、その程度に応じて業績勘案率を減算する。
- (6) 上記(5)の場合、減算するべきではない特段の事情(注5)がある場合は、当該事情を考慮することができる。

(注1) 中期目標の想定を超える目覚ましい実績があり、国民の理解可能性が十分ある場合や、全評定項目に占めるS(最上級)の評定が2割を超える場合など

(注2) 原則として、法人の予算額に占める割合が10%以上または当該業務に従事する常勤職員数が全常勤職員の10%以上となる業務

(注3) 斬新な取組や長年の困難の克服、経営の革新などの業績であって、多くの国民が賞賛を惜しまない業績が、当該役員個人のイニシアティブによって実現した場合など

(注4) 業務の著しい悪化、業務の不適切処理、職員の不祥事、ひいてはそれらによる法人の信用失墜の場合など

(注5) 通常の原因分析と再発防止では足りず、不祥事等を機会に法人業務の根本的な見直しなどを行い、効率を格段に改善した場合や、不祥事時点で一時的な報酬の自主返納ではなく、法人として報酬を減額した場合など